

————— JCR グリーンボンド評価 by Japan Credit Rating Agency, Ltd. —————

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下のとおりグリーンボンド評価の結果を公表します。

信託受益権 00012747 に対して Green 1 を付与

評価対象	：	信託受益権 00012747
分類	：	信託受益権
発行額	：	20 億円
予定配当率	：	6 カ月円 Tibor+0.70%
信託開始日	：	2018 年 9 月 28 日
受益権譲渡日	：	2018 年 9 月 28 日
信託終了予定日	：	2036 年 9 月 30 日
償還方法	：	スケジュール返済
資金使途	：	太陽光発電設備投資を資金使途とした貸付債権の取得

<グリーンボンド評価結果>

総合評価	Green 1
グリーン性評価（資金使途）	g1
管理・運営体制及び透明性評価	m1

第 1 章: 評価の概要

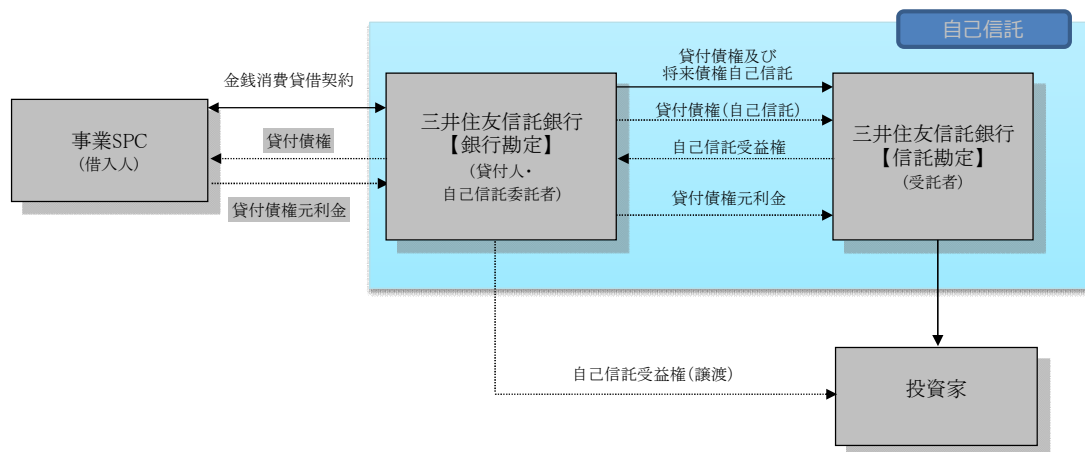
三井住友信託銀行（SMTB）は、1924 年に三井信託銀行、1925 年に住友信託銀行として創業した、三井住友トラスト・グループの中核企業。2012 年に住友信託銀行、中央三井信託銀行及び中央三井アセット信託銀行の 3 社が合併して発足した信託銀行である。SMTB が属している三井住友トラスト・グループは、国内最大の資産運用・管理グループであり、受託事業（資産運用・資産管理）を中心として業界トップクラスの事業規模を有する信託銀行グループである。

三井住友トラスト・グループは、気候変動問題に対して、「気候変動対応行動指針」を策定し、その中で、「2.商品・サービスの提供」にて、「金融機能を通じた省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利

用促進など、気候変動の緩和に資する商品・サービスの開発・提供に努める」としている。同グループでは、気候変動問題に対して、信託の機能も活用して解決に貢献することを目指している。

今般の評価対象は、SMTB の銀行勘定の太陽光発電設備を運営している事業 SPC に対する貸付債権を裏付けとした信託受益権（本信託受益権）である。下に今回のファイナンスのスキーム図を示す。

（スキーム図）



SMTB は、銀行勘定で保有している事業 SPC に対する貸付債権を自行の信託勘定に自己信託を行う。受託者としての SMTB は銀行勘定に対して本信託受益権を交付し、SMTB は本信託受益権を投資家に譲渡する。

このスキームを通じて SMTB は投資家に対して ESG 投資の機会を提供する。本信託受益権の裏付けとなる SMTB から事業 SPC への貸付金は、事業 SPC が保有する太陽光発電プロジェクトの建設資金等として用いられる。

また、今回の対象プロジェクトは環境改善効果を上回るような深刻な環境への負の影響を及ぼす可能性はないことも SMTB から確認している。以上から本評価対象の裏付け資産である本貸付金の資金使途は、CO₂排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであると JCR は評価している。

加えて、JCR では、SMTB における本信託受益権の口座管理について、社内にて適切な方法にて管理されること及び内部管理の体制が整備されていることなどから管理運営体制及び透明性も高いことを確認した。

この結果、今般評価対象の信託受益権は、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」において“g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」において“m1”としたため、「総合評価」は“Green1”とした。詳細な評価結果については次章で詳述する。また、本信託受益権は、グリーンボンド原則¹及び環境省によるグリーンボンドガイドライン²において求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

1 ICMA (International Capital Markets Association) グリーンボンド原則 2018 年版

2 環境省 グリーンボンドガイドライン 2017 年版

第2章:各評価項目における対象事業の現状とJCRの評価

評価フェーズ1:グリーン性評価

JCRは評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対するJCRの評価を踏まえ、本信託受益権の資金使途の100%がグリーンプロジェクトであると評価し、評価フェーズ1:グリーン性評価は、最上位である『g1』とした。

(1) 評価の視点

本項では、最初に、調達資金が明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトに充当されているかを確認する。次に、資金使途がネガティブな環境への影響が想定される場合に、その影響について社内の専門部署又は外部の第三者機関によって十分に検討され、必要な回避策・緩和策が取られているかについて確認する。最後に、持続可能な開発目標(SDGs)との整合性を確認する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

資金使途の概要

a. プロジェクトの環境改善効果について

i. 資金使途の100%が太陽光発電設備の建設に充当されるため、環境改善効果が高い

評価対象の信託受益権の裏付けとなる貸付債権の資金使途の対象は、下表の建設中の太陽光発電設備1件(本プロジェクト)である。SMTBは2017年3月から5回に分けて事業SPCに対して貸付を実行し、資金使途の100%が太陽光発電設備の建設資金に充当される。SMTBが提出した発電量予測(19年間)によれば、対象資産の年間平均発電量は14,875MWhであり、CO₂削減量に換算すると年間平均7,051t-CO₂の削減効果が見込まれる。

(対象資産一覧)

所在地	発電出力	想定年間発電 電力量 (19年間平均)	年間CO ₂ 削減量 (予測値) (19年間平均)*
栃木県	14,244.48kW	約14,875MWh	約7,051t-CO ₂

(引用元:技術デューデリジェンス報告書)

*: CO₂削減量計算方法=想定年間発電量×調整後排出係数(平成28年度(最新の数値))
調整後排出係数は、電気事業者ごと、年度ごとに環境省から数値が発表されている。

ii. 太陽光発電設備が予定通り完工・稼働する見込みが高いこと

本プロジェクトの建設業者(EPC)、稼働後の運営・管理受託者(O&M)および資産管理会社(AM)については、それぞれについて国内でメガソーラーを含め多数の太陽光発電事業に携わっている経験豊富な企業が行う。また、本プロジェクトに用いられる太陽電池モジュールおよびパワーコンディショナー(PCS)も、国内で豊富な納入実績がある企業の製品を使用する予定である。

太陽光発電設備の工事についても、SMTBへのヒアリングにて順調に進捗していることを確認している。以上から、太陽光発電施設が予定通り完成し、発電が行われる蓋然性は高いと考えられるため、本プロジェクトはCO₂排出削減に大きく資するグリーンプロジェクトであるとJCRでは評価している。

- iii. 資金使途は、ICMA のグリーンボンド原則または環境省のグリーンボンドガイドラインに定義されているグリーンプロジェクトのうち、再生可能エネルギーに該当する

b. 環境に対する負の影響について

SMTB では、グリーンボンドの対象となるプロジェクトの選定にあたり、負の影響を及ぼしうるリスクを想定し、事前審査を行っている。当該事前審査の結果、今次対象資産において環境に対する負の影響は想定されていない。

本プロジェクト事業地は、これまで別用途で使用されていた土地をそのまま利用しており、今回のプロジェクト実施に伴う大規模な造成等を行われていない。

また、JCR が入手した技術レポートによると、事業地は土砂災害危険箇所に指定されておらず、土石流などの土砂災害が発生する可能性は低いと考えられるほか、河川から離れているため、氾濫による洪水リスクも低いと考えられる。そのほか、JCR では周辺住民との関係も円滑であることを確認している。

加えて、予期せぬ自然災害等に対しては、対象資産に対して適切な保険が掛けられており、プロジェクトの継続性が担保されていることを JCR では確認した。

c. SDGs との整合性について

本プロジェクトは再生可能エネルギーに分類される事業であり、ICMA の SDGs マッピングに照らすと、以下の SDGs の目標及びターゲットに貢献する。



3 すべての人に健康と福祉を

目標 3 : すべての人に健康と福祉を

ターゲット 3.9 2030 年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。



7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに

目標 7 : エネルギーをみんなに そしてクリーンに

ターゲット 7.2. 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。



8 働きがいも経済成長も

目標 8 : 働きがいも経済成長も

ターゲット 8.2. 高付加価値セクターや労働集約型セクターに重点を置くことなどにより、多様化、技術向上及びイノベーションを通じた高いレベルの経済生産性を達成する。



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

目標 9 : 産業と技術革新の基盤をつくろう

ターゲット 9.1. すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

ターゲット 9.4. 2030 年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。



11 住み続けられるまちづくりを

目標 11 : 住み続けられる街づくりを

ターゲット 11.3. 2030 年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。



12 つくる責任 つかう責任

目標 12 : 作る責任、使う責任

ターゲット 12.4. 2020 年までに、合意された国際的な枠組みに従い、製品ライフサイクルを通じ、環境上適正な化学物質やすべての廃棄物の管理を実現し、人の健康や環境への悪影響を最小化するため、化学物質や廃棄物の大気、水、土壌への放出を大幅に削減する。



13 気候変動に具体的な対策を

目標 13 : 気候変動に具体的な対策を

ターゲット 13.1. すべての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

評価フェーズ2：管理・運営体制及び透明性評価

JCR は評価対象について、以下に詳述する現状及びそれに対する JCR の評価を踏まえ、管理・運営体制がしっかり整備され、透明性も非常に高く、計画どおりの事業の実施、調達資金の充度が十分に期待できると評価し、評価フェーズ2：管理・運営体制及び透明性評価は、最上位である『m1』とした。

1. 資金使途の選定基準とそのプロセスに係る妥当性及び透明性

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンドを通じて実現しようとする目標、グリーンプロジェクトの選定基準とそのプロセスの妥当性及び一連のプロセスが適切に投資家等に開示されているか否かについて確認する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 目標

JCR では、SMTB が本信託受益権を通じて実現しようとする目標についてヒアリングした結果、以下要旨の回答を得ている。

“SMTB では、サステナビリティに関する取組を重視しており、下記の考え方にに基づき推進しております。

- ① 経営のコミットメントとして、サステナビリティの取り組みを積極的に推進
SMTB は ESG を経営の重要な基盤と位置付けているため、経営の優先事項として取り組む必要のあるサステナビリティの問題の特定と管理に努めています。
- ② 事業におけるサステナビリティの取り組み
SMTB は 専門信託銀行グループの機能を生かし、お客さまが直面する社会的な課題に対しトータルソリューションをご提供することで、お客さまとともに持続可能な社会の構築を目指します。SDGs はご提供する商品・サービスが創造する社会的価値を把握する（妥当性を検証する）基準として活用します。
- ③ コミュニティへの価値提供
社会の構成要素であるコミュニティへの価値提供は、事業基盤を健全に維持することにつながることから、事業を行う上で必要な社会的ライセンスと考えられます。SMTB はこうした観点から SDGs の視点も取り入れながらさまざまな形でコミュニティへの価値のご提供を実践しています。

かかる方針の下 ESG 経営の推進に向け、弊社の取り組みと顧客向けのビジネス展開を連動させるべく、グリーンボンド発行や顧客へのグリーン調達支援は、財務的観点のみならず、弊社及び顧客の知見蓄積、市場プレゼンス向上の観点からも有効なエントリーポイントとして考えています。”

上記より、JCR では SMTB が自行の商品を通じて ESG やグリーンといった観点からの投資を広げていきたいと考えていることを確認した。

b. 選定基準

SMTB は以下の基準に基づいて本プロジェクトを選定している。

- ① 本プロジェクトが再生可能エネルギー事業であり、大規模な自然災害の発生や、周辺住民への悪影響などの環境に対する負の影響が少ないこと
- ② 審査基準に照らして、本プロジェクトが十分な収益性を有していること
- ③ EPC 業者、O&M 業者および AM 業者など各関係者による本プロジェクトの遂行能力が高いと見込まれること
- ④ 現地まで実際に足を運び、土砂災害の危険が小さいことや周辺住民と円滑な関係が築けていることなどを確認したこと

c. プロセス

SMTB では ESG を経営の重要な基盤と認識しており、各事業において、ESG に関連した商品提供の検討を行っている。かかるなか、社内の各部署において候補となるプロジェクトを取り上げていること、この選定基準は上記の「a.目標」とも整合的であることを JCR は確認している。

また、今回のプロジェクトも上記過程を経て採用された案件であることを JCR は発行体へのヒアリングにて確認した。

具体的なプロセスは以下のとおりである。

- ① 信託受益権の外部投資家への販売については、方法および条件等をもとに法人企画部にて起案・決裁が行われる。
- ② 事業 SPC 向け貸付債権の信託受託については、営業部署が起案し、商品所管部署である資産金融部によるチェックの後、審査部にて決裁が行われる。

なお、JCR では、目標、選定基準、プロセスは、本評価レポートにおける概要の開示により、投資家に対する透明性は確保できると考えている。

2. 資金管理の妥当性及び透明性

(1) 評価の視点

調達資金の管理方法は、発行体によって多種多様であることが通常想定されるが、グリーンボンドの発行により調達された資金が、確実にグリーンプロジェクトに充当されること、また、その充当状況が容易に追跡管理できるような仕組みと内部体制が整備されているか否かを確認する。

また、グリーンボンドにより調達した資金が、早期にグリーンプロジェクトに充当される予定となっているか、また、未充当資金の管理・運用方法の評価についても重視している。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

評価対象である信託受益権の裏付けとなる貸付債権の資金は、全額事業 SPC による太陽光発電設備の建設資金等として充当される予定であり、これ以外の目的に充当される予定はない。

SMTB からは、信託財産管理部署である資産金融部／受託チームにより、信託に係る経理・決算業務が行われ、受益者に対する配当および元本償還事務が行われる。また、信託決算ごとに信託財産状況報告書を作成し、投資家に対して信託の決算状況を報告する。事業 SPC の状況やプロジェクトの進

捗状況は、営業部署によってモニタリングが行われ、資産金融部／契約管理チームに報告が行われる予定である。JCR では、SMTB と借入人である事業 SPC との間で締結される金銭消費貸借契約によってその資金使途が本太陽光発電事業に限定されていることを確認している。

信託受益権の残存期間中は、前述の資産金融部／受託チームが経理・決算業務を行い、投資家に対する期中の配当及び信託期間満了時の元本償還業務を行う。また、決算期間ごとに信託財産状況報告書を作成し、投資家に報告を行う予定である。また、適切な管理・運営が行われているかどうかについては、内部監査部によって不定期に監査が実施されており、内部管理の体制は整備されていると JCR では評価している。

受託者である SMTB は信託受益権の発行代わり金を事業 SPC への貸出に速やかに充当し、事業 SPC は SMTB との間で締結した金銭消費貸借契約に基づき、太陽光発電設備の建設資金等に充当することが予定されているため、未充当資金は発生しない予定である。SMTB から事業 SPC への貸付は複数回にわたって行われる予定だが、実行の都度信託受益権が増額され、追加の発行代わり金は速やかに事業 SPC への貸付に充当される。本貸付金の全額返済前に、事業 SPC によって太陽光発電事業の売却が行われた場合には、本貸付金は貸付人の請求によって、全額が返済される。この時、本貸付金を裏付資産とする信託受益権も償還されることを JCR では確認している。

JCR では資金管理について、貸付債権が太陽光発電設備の建設等に確実に充当されていることおよび内部管理の体制が整備されていること、貸付債権が充当されている太陽光発電設備が売却された場合には、本信託受益権も償還されることを確認しており、資金管理の妥当性及び透明性は高いと評価している。

3. レポーティング体制

(1) 評価の視点

本項では、グリーンボンド発行前後の投資家等への開示体制が詳細かつ実効性のある形で計画されているか否かを、グリーンボンド発行時点において評価する。

(2) 評価対象の現状と JCR の評価

a. 資金の充当状況に係るレポーティング

本信託受託権は、信託設定後は信託勘定への記帳が行われ、自行の管理システムにおいて管理される。また、半年ごとに信託決算が行われ、その際には信託財産状況報告書が投資家に対して交付される予定であることを確認している。

一方、本信託受益権の裏付資産となる貸付債権については、事業 SPC は各貸付が行われると直ちに太陽光発電施設の建設等のために充当するため、未充当資金に係る期中のレポーティングは現在のところ想定されない。

b. 環境改善効果に係るレポーティング

資金使途の対象となる太陽光発電設備については、本レポート評価フェーズ 1 で示したとおりである。

SMTB は、ESG/CSR レポートの中で CO₂ による環境改善効果を開示する予定であるとともに、年に 1 度行われる JCR による第三者レビューを通じて、レポーティングの状況の正確性について確認を受ける予定である。

JCRでは、上記レポートについて、資金の充当状況および環境改善効果に係るものの両方について、投資家等に対して適切に開示される計画であると評価している。

4. 組織の環境への取り組み

(1) 評価の視点

本項では、発行体の経営陣が環境問題について、経営の優先度の高い重要課題と位置づけているか、環境分野を専門的に扱う部署の設置または外部機関との連携によって、グリーンボンド発行方針・プロセス、グリーンプロジェクトの選定基準などが明確に位置づけられているか、等を評価する。

(2) 評価対象の現状とJCRの評価

a. 三井住友トラスト・グループの環境に対する取り組み

SMTB が属する三井住友トラスト・グループは、1999年に日本初の環境ファンドを立ち上げに始まり、2003年には本格的な年金向けの ESG ファンドの設立、2006年の責任投資原則（PRI）への署名、2015年の ESG インテグレーションの開始など、日本における ESG 投資に関して早くから取り組んできた実績を有している。

2015年には「マテリアリティ」と呼ばれる、企業の価値創造プロセスに影響を与えるテーマを特定し、取締役会が取り組むべきテーマを整理したほか、サステナビリティの担当部署が、マテリアリティ項目を所管する部署と対話する「インターナル・エンゲージメント」を行い、ESG 投資家の評価を経営に反映させる仕組みを構築するなど、環境を含めた ESG が長期的な企業価値の向上のために必要と考えて積極的に取り組んでいる。

2017年には ESG/CSR レポートに加えて、従来のディスクロージャーを高度化しマテリアリティと財務情報の関連性についても掘り下げた統合報告書の作成を開始するなど、グループとして ESG を重視し着実に取り組みを続けている。

また、統合報告書内で事業におけるサステナビリティへの取り組みとして、「特に重視する 5 大テーマ」を設定しており、環境に関する分野では、「気候変動問題」「自然資本（生物多様性）」「環境不動産」という 3 つを設定している。三井住友トラスト・グループでは、これらのテーマについて信託の機能を生かし、直面している社会的な課題に対するソリューションとして、具体的な商品・サービスを提供することによって、持続可能な社会の構築を目指している。

本プロジェクトに関しては、特に「気候変動問題」において、環境・社会的な課題に対するソリューションの例として「再生可能エネルギープロジェクトファイナンス」を挙げており、本プロジェクトは三井住友トラスト・グループのサステナビリティへの取り組みの一環として捉えられる。

加えて、三井住友トラスト・グループでは、「環境（エコ）の問題に対し、信託（トラスト）の機能を活用して解決（ソリューション）に貢献していく」という趣旨から、環境問題の解決に資する事業を「エコ・トラステーション」と名付け、環境金融事業を推進している。JCR では、本信託受益権にかかる仕組みについて、エコ・トラステーションの一環であることを SMTB へのヒアリングにて確認している。

さらに、三井住友トラスト・グループは次ページに挙げる環境方針を定めており、それに従い業務を行っている。

1. 商品・サービスの提供

私たちは、「地球環境の保全」、「持続可能な社会の実現」に貢献する商品・サービスのお客様への提供を通じ、社会全体の環境リスクの低減・環境価値の向上に取り組みます。

2. 環境負荷の低減

私たちは、事業活動に伴う資源の消費、廃棄物の排出などによる環境への負荷を認識し、省エネルギー、省資源、資源循環の取り組みを通じ、環境保全・持続可能な社会の実現に努めます。

3. 汚染の予防

私たちは、環境に関する対応の継続的な検証と改善に努め、汚染の予防に取り組みます。

4. 法令等遵守

私たちは、環境保全に関連する諸法令・規則及び各種協定を遵守します。

5. モニタリング

私たちは、環境に関する短期、中長期の目標を設定し、定期的に見直しを行い、取り組みの継続的な改善に努めます。

6. 教育・研修

私たちは、グループ各社への本方針の徹底と環境教育に努めます。

7. 情報公開

私たちは、本方針を一般に公開し、社外とのコミュニケーションを通じた環境保全活動の推進に努めます。

上記環境方針に従い、グループ内の大規模拠点ビルにおける環境目標の達成状況、エネルギー使用量と CO₂ 排出量の推移及び紙、水の使用量、廃棄物排出ならびにリサイクルに関するパフォーマンスを ESG/CSR レポートにて報告している。

b. SMTB の環境に対する取り組み

SMTB の経営層は、三井住友トラスト・グループの中核企業として、ESG の重要性を認識している。

今回のグリーンボンドの発行は、既述の通り、以前からの経営層のイニシアティブによる ESG への積極的な取り組みの一環である。

SMTB では、環境問題に専門的な知見を有する部署として経営企画部内にサステナビリティ推進室を設置し、同室において SMTB の ESG の全体統括や各事業の ESG 活動の支援を行っているほか、外部の専門機関である各種環境団体 NGO やコンサルティングファームや監査法人等と協働していることを JCR ではヒアリングにて確認している。

再生可能エネルギーについては、SMTB は大規模発電事業に特化して出資する再生可能エネルギーファンドを設立・運営している。また、再生可能エネルギーの導入を促進するため、ファンドに加えて、プロジェクトファイナンス等の手法も用いてプロジェクトへのファイナンスを行っている。2017 年の ESG/CSR 報告書によると、再生可能エネルギーファイナンスによる CO₂ 削減実績は 966 万 t-CO₂ に上っている。

(再生可能エネルギーファイナンスによる CO₂ 削減への寄与)

発電種類	件数 (件)	発電容量 (MW)	発電量 (GWh/年)	CO ₂ 削減効果 (万t-CO ₂ /年)
太陽光発電	70	3,453	5,430	299
風力発電	24	1,540	4,241	227
洋上風力	6	2,489	10,166	434
その他	3	151	109	6
合計	103	7,633	19,947	966

(出所：三井住友トラスト・グループ 2017 年 ESG/CSR レポートより)

本プロジェクトと同様の発電種類である太陽光発電について、SMTB では 70 ヶ所へのファイナンスを行っており、発電容量も 3.45GW に上っている。近年、太陽光発電ではメガソーラーが増加しており、SMTB は茨城県における発電容量約 11MW のメガソーラープロジェクトや本プロジェクトへのファイナンス等によってメガソーラーを含めた太陽光発電施設の導入を促進している。

加えて、SMTB では、独自のグリーンボンドフレームワークを作成し、2018 年 8 月に外部認証機関から、当該グリーンボンドフレームワークが ICMA のグリーンボンド原則および環境省のグリーンボンドガイドラインに則っているという第三者評価を取得するなど、ESG への取り組みを更に高めている。

なお、本信託受益権は、SMTB によるグリーンボンドフレームワーク策定以前からの取り組みであるため、グリーンボンドフレームワークには準拠していないが、三井住友トラスト・グループおよび SMTB による環境に対する取り組みに沿ったものであり、SDGs の達成に資するプロジェクトであると JCR では評価している。また、投資家が、SMTB が組成したこの商品を通じて、環境改善効果がある事業への投資を行うことができる点についても評価している。

■評価結果

評価対象の信託受益権は、JCR グリーンボンド評価手法に基づき、「グリーン性評価（資金使途）」において“g1”、「管理・運営体制及び透明性評価」において“m1”としたため、「総合評価」は“Green1”とした。また、本信託受益権は、グリーンボンド原則及び環境省によるグリーンボンドガイドラインにおいて求められる項目について基準を満たしていると考えられる。

【JCR グリーンボンド評価マトリックス】

		管理・運営・透明性評価				
		m1	m2	m3	m4	m5
グリーン性評価	g1	Green 1	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g2	Green 2	Green 2	Green 3	Green 4	Green 5
	g3	Green 3	Green 3	Green 4	Green 5	評価対象外
	g4	Green 4	Green 4	Green 5	評価対象外	評価対象外
	g5	Green 5	Green 5	評価対象外	評価対象外	評価対象外

■評価対象

発行体：三井住友信託銀行株式会社

【新規】

対象	発行額	信託開始日	信託終了予定日	予定配当率	評価
信託受益権	20 億円	2018 年 9 月 28 日	2036 年 9 月 30 日	6 カ月円 Tibor +0.70%	JCR グリーンボンド評価 : Green1 グリーン性評価 : g1 管理・運営・透明性評価 : m1

(担当) 菊池 理恵子・梶原 康佑

本件グリーンボンド評価に関する重要な説明

1. JCR グリーンボンド評価の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が付与し提供する JCR グリーンボンド評価は、評価対象であるグリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該グリーンボンドで調達される資金の充当ならびに資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を完全に表示しているものではありません。

JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドの発行計画時点又は発行時点における資金の充当等の計画又は状況の評価するものであり、将来における資金の充当等の状況を保証するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は、グリーンボンドが環境に及ぼす効果を証明するものではなく、環境に及ぼす効果について責任を負うものではありません。グリーンボンドの発行により調達される資金が環境に及ぼす効果について、JCR は発行体または発行体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本評価を実施するうえで使用した手法

本評価を実施するうえで使用した手法は、JCR のホームページ (<https://www.jcr.co.jp/>) の「グリーンファイナンス・ESG」に、「JCR グリーンファイナンス評価手法」として掲載しています。

3. 信用格付業にかかる行為との関係

JCR グリーンボンド評価を付与し提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR のグリーンファイナンス評価上の第三者性

本評価対象者と JCR の間に、利益相反を生じさせる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、発行体および正確で信頼すべき情報源から入手したものです。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると黙示的であるとを問わず、当該情報の正確性、結果的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他責任原因のいかなるものを問わず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。JCR グリーンボンド評価は、評価の対象であるグリーンボンドにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、JCR グリーンボンド評価は JCR の現時点での総合的な意見の表明であって、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものでもありません。JCR グリーンボンド評価は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることがあります。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。JCR グリーンボンド評価のデータを含め、本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等を行うことは禁じられています。

■用語解説

JCR グリーンボンド評価：グリーンボンドの発行により調達される資金が JCR の定義するグリーンプロジェクトに充当される程度ならびに当該グリーンボンドの資金使途等にかかる管理、運営および透明性確保の取り組みの程度を評価したものです。評価は 5 段階で、上位のものから順に、Green1、Green2、Green3、Green4、Green5 の評価記号を用いて表示されます。

■グリーンファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・ 環境省 グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ ICMA (国際資本市場協会) に外部評価者としてオブザーバー登録

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・ 信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号
- ・ EU Certified Credit Rating Agency
- ・ NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の 5 つの信用格付クラスのうち、以下の 4 クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体。米国証券取引委員会規則 17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ (<http://www.jcr.co.jp/en/>) に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL：03-3544-7013 FAX：03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.
信用格付業者 金融庁長官（格付）第 1 号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル